

藤田貞一郎著 『領政改革』 概念の提唱——訓詁学再考——

川口 浩

はじめに

本書の性格を一言で表現すれば、「主題となる「国益」思想については……研究者人生を通して年来追究して来た」（八〇頁）藤田貞一郎氏による、近世日本史研究の通念・常識をくつがえそうとする試みということであろう。その際の方法が「訓詁学」である。氏自身の言葉を借りれば、「史料の用語と用語法を尊重する実証主義史学の学問雰囲気に育ち、遂に訓詁学再考の境地に至った」（二二七頁）、「訓詁とは本来、字句の意味の解釈を疎かにしない、立派な知性の方法論である」（二二九頁）ということである。

本書は、左の目次の通り五本の論考から成っている。第二章以外は二〇〇三年から二〇一二年に刊行ないし刊行予定の雑誌・書籍に掲載されているものであり、第二章は「新稿」（二二五頁）である。

- 第一章 「領政改革」概念の提唱——近代日本国民国家形成史の一齣——
- 一 問題の所在
 - 二 幕藩体制史観懐疑論の動き
 - 三 「国益」思想と領知経済の自立化
 - 四 国民国家と貨幣システム

五 「領政改革」概念の提唱

コラム 『安愚楽鍋』に見える「国益」建白談義

第二章 近代日本臣民国家の成立―領知経済自立化の所産―

一 思考基盤

二 近世史研究における訓誥学または原典批判学

三 幕藩体制なる用語

四 近世史における天皇なる称号

五 領知経済の自立化と国益思想

六 東アジア社会における日本社会

七 近代日本臣民国家の成立

八 展望

第三章 訓誥学再考

一 近世の用語と用語法

二 近代の用語と用語法

三 訓誥学再考

第四章 近世城下町の生鮮食料品市場

一 問題の所在

二 いわゆる「城下町」とは何か

三 「近世城下町の生鮮食料品市場」の特質

四 結論的覚書

第五章 明治前期「国益」思想追跡行の一里塚―『明治建

白書集成』を手掛りに―

一 序

二 『第一巻』の事例

三 『第五巻』の事例

四 『第七巻』の事例

五 『第八巻』の事例

六 『第九巻』の事例

七 覚書

あとがき

索引

一 本書の概要

右の目次を一見しただけでは、各章間の論理的―貫性を理解することは、いささか難しいように感じられるかも知れない。例えば、「天皇」と「生鮮食料品市場」はどのようなに連関しているのか。しかし、藤田氏自身によれば、「本書を貫く思考基盤は……大名領知経済の自立化を象徴する国益思想である」（二二七頁）。評者としては、この「国益思想」を手掛かりとして、氏の懐かれている一七―一九世紀

の日本史観を整理し、紹介することから始めたい。

(1) 「大公儀」と「大名・家臣団」

常識的に言えば、一七世紀初期に徳川幕府と二百数十の藩から成る幕藩体制が成立したということになるが、藤田氏は、「幕府と藩なる用語は当時、制度面の公式用語として使われることはなかった」(三六頁)という事実を指摘され、「幕府」と「藩」なる用語・概念を用いて、史料にある用語・記述を全く無視し、徳川將軍権力成立以来の出来事をもっともらしく叙述する、いわゆる幕藩体制史観に基づく近世史の世界」(五九頁)への異議を唱えられる。方法上の問題として言えば、「史料にある用語・記述」に基づく、つまり「訓詁学」ということである。

では、幕府や藩が不適當だとすれば、それらをどのように表現したらよいのであるか。それは、一つは、「天下を掌握した大公儀たる徳川將軍家」、もう一つは、その「大公儀」によって「土地・人民支配のために、全国各地に」派遣された「大名・家臣団」(一七七頁)である。そして、この場合の「大名」とは、若干繰り返しになるが、「家」により編成される「家中」を伴って、公儀により任地に領知

を宛行われる。……要するに「領主」は、「公儀」より各地に「家中」とも共に配置される」(二六頁)存在、すなわち「土地人民支配」を任とする「官僚群」(一五九頁)である。

従って、ここから重要な論点が出てくるが、「支配」の対象たる「土地」自体は、「大名・家臣団」の「任地」、言わば当面の勤務先に過ぎず、従って「改易」も可能性としてある」(二二八頁)のである。つまり、「大名・家臣団」は「土地」に根付いていないということである。

だが、「派遣」されてきた「大名・家臣団」にも当然居住地は必要であり、彼らはそれを「領知」内に設定することになる。しかし、それは一般に言われるように、初めから「城下町」であつたわけではなく、その本質は「軍団の駐屯地」(二七七頁)であつた、というのが藤田氏の理解である。そして、その「駐屯地」で生活していくためには、食料が必要となる。氏が「生鮮食品市場」を問題にされるのは、「駐屯地の軍団への糧秣供給網」(一七〇頁)という文脈においてである。但し、その後の時間の経過と共に、その「駐屯地」が「結果としての町場形成⇨都市に至る」(二六一頁)ということとは氏も認めておられる。

こうした「大名・家臣団」に対して、「地付きを本来の在り方とするのが百姓―その多くは農民―であ」（二二八頁）

り、「大名・家臣団」は「支配」のために「百姓」の上に乗った存在である。両者の間には明確な二線がある、つまり分離された二層を成しているということであろう。

最後に、右のような状態、つまり「派遣」されてきた「大名・家臣団」と「地付き」の「百姓」の二層が分離した形で存在している状況を、「国益思想」という観点から見れば、この段階では、「国益思想」成立の条件は整っていない、と藤田氏は見なされているようである。すなわち、「領政改革」〔これについては後述―評者〕以前、各大名領知に見られる改革―もしありとせば―、それは大名家の「家政改革」と押さえて峻別すべきであろう」（三七頁）。

（2）「領国経営」「領政改革」「国益思想」の成立

では、どのような条件の下で、「領政改革」が行われるようになるのか。その転換の契機を、藤田氏は、「家綱・綱吉政権期を分水嶺とする大名領知に対する改易・移封・転封の激減」（三三―三三三頁）に求めている。つまり、「大名・家臣団」として「領知」が「大公儀」によって「派遣」さ

れた、従って「大公儀」の判断によっては、いつか他地への移動を命ぜられるかも知れない、その意味でたまたまの勤務地ではなく、永住の地となること、つまり、彼らが「地付き」化することが、決定的な歴史の意味を持つこととである。すなわち、「大名領主権力は一定の土地・人民を事実上世襲的に支配する封建制（なお、「ここ」という封建制とは……儒学的封建制概念を指す）（九三頁）―評者）政治権力として、領知を一個の経済圏と把握して長期的視点に立った領国経営に乗り出すこととなり……同時期の清朝中華帝国の郡県制的土地・人民支配とはさぶる異質の社会体制が、徳川期に成立する」（八一―八二頁）。簡単に言えば、「封建」化した「大名・家臣団」として「領知」のあり方が死活問題となるということであろう。「国益」とは、この「領知国家」つづめて「領国」（八二頁）の利益ということであり、「国益思想」はまさにこのような「長期的視点に立った領国経営」（八三頁）の思想として成立してくる。さらに「国益」なる用語が、財貨の生産・流通・消費を総体としてとらえる経済分析装置へと、その内包を豊かにしつつあった」（二四頁）、というのが藤田氏の所説の核心である。

では、この「領国経営」の中味は具体的には如何なるものか。それは、「宝曆—天明期（一七五一—一七八八）」に諸大名領国の商品生産・手工業生産における国産物自給自足の政策・領国経済の自立化政策—公儀たる將軍権力の直轄下にある江戸・大坂・京都といった三都のいわゆる中央市場への依存からの離脱—が姿を現して来る（八二頁）のであり、先に触れた、本書の表題を成す「領政改革」とはこの「国産物自給自足の政策・領国経済の自立化政策」のことである。そして、こうした「動きの中から、領国国家官庁エコノミストとも言うべき役方家臣の出現と、経済現象に集中した論説も、現われる」のである（八三頁）。

（3）「天皇」

右のような事態が、一八世紀中期以降、不可逆的に進行していったとすれば、「大公儀」たる徳川政権の弱体化が招来されることは、容易に想像されよう。しかも、「内憂」だけでなく、「外患」も加わり、「徳川公儀は「内憂外患」の処理に困り果て」（一三四頁）、かかる難局を自力では乗り越えられないという事態に陥る。すなわち、「大公儀」は、一方では「領国経済の自立化」によって日本社会の統合性

が低下しつつあった、その時に、他方では「中国社会に成立する権力を中心となす国際秩序、中華帝国の存在、それによ来する社会認識が連綿として存在していた」（一三四頁）中で、西洋列強への対抗という難題に直面したということである。しかも、この事態は、独り「大公儀」にのみ関わることではなく、日本社会全体が「国民国家創出の人類史の動き」（七頁）の中に引き込まれたということを意味し、藤田氏によれば、ここに「天皇」が登場することになる。「欧米列強に対抗すべく、大名領国の自立化を制した上での統一せる国家を確立するには、天皇なる人物をカリスマとして仕立て、神格化することが必要だと考えた識者達が、権力を掌握し、仏式ならぬ神式による天皇の葬儀も作り出され」（一〇三頁）たのである。

そして、こうして成立した近代日本の統一国家を、藤田氏は「近代国民国家ならぬ近代臣民国家」（二〇二頁）、すなわち「皇帝より尊貴の意味を有する天皇と、その臣下たる臣民……から成る社会構成」（九九—一〇〇頁）と見なされている。

但し、「天皇」称号は昭和に至るまで国際的には通用せず、「皇帝」が使用されたという指摘は、近代日本のあり方を考

える上で、無視し得ぬ論点である。すなわち、国内的には通用する「天皇」称号が国際的には認められなかったという点であり、その理由は、「中国社会に成立する権力を中心となす国際秩序」が東アジアに「連綿として存在していた」ということである。つまり、「皇帝」を越える「天皇」称号は国際的認知を得られなかったのである。しかし、と言うより、だからであるのか、「天皇」称号の国際社会への進出史が、明治以降の近代日本史の一面」を成すのであり、「日清戦争・日露戦争……第一次世界大戦の宣戦布告はいずれも「皇帝」称号の下に、これを行ない、「大東亞戦争」に至って初めて「天皇」称号のもとに行われた」(二三七頁) 事実は極めて象徴的である。こうした近代日本の国家を、藤田氏は、先にも見たように、「日本型国民国家たる近代日本臣民国家」(一一三頁) と呼ばれる。

二 若干の所感

右のように藤田氏の所説をまとめた上で、評者が気付いた点をいくつか左に記していきたい。

(1) 「藩」

藤田氏がかつて御自身の方法を「ハイマワル実証主義(この廻る)素朴実証主義(1)」と述べられたが、本書では、そのような韜晦は止めて、「訓詁学」という格調高い表現を用いられている。これが歴史学の方法の王道であることに異論を差し挟む余地は、恐らく、ほとんどないであろう。そして、この方法の帰結として、「幕府」「藩」という従来使い慣れていた用語を使用すべきではない、という主張が展開されていることは明らかである。そして、この「幕府」「藩」を用いるべきではないという研究姿勢は、学界全体の中では依然として少数派であろうが、近世史研究者の間には徐々に浸透しつつあると評者は感じている。評者自身も、つい「幕府」「藩」が口から出てしまうが、極力使用しないように意識している。これは、単に用語の選択ということに止まらず、近世の日本を如何に理解するかという歴史観そのものに関わる問題であることは言わずもがなである。

しかし、その上ではあるが、「幕府と藩なる用語は当時、制度面の公式用語として使われることはな(三三六頁)く、「公式名称としての「藩」の使用は慶応四(一八六八)年から明治一二(一八七九)年までに限られる(六〇頁)」として

も、「近世・徳川期においては俗称」（六〇頁）として通用していたことは否定できない。ほんの一例であるが、高野長英の『蛮社遭厄小記』には「紀州公の師範を勤め、藩邸の子弟を教導し」という記述がある。つまり、こうした「俗称」としての「藩」は、少なくとも江戸時代後期に、必ずしも奇異なものではなく、半ば日常語化してきていたのではないか、実証抜きではあるが、評者はこのように想定している。だからこそ、明治新政府は「藩」を採用したのではないだろうか。

評者が言いたいことは、「領知」を表現する言葉、つまり地域表象が江戸時代のある時期に変化した、そして、その言葉の変化の背景には、「領知」の実体の変化という事実が伏在しているのではないか、ということである。言い換えれば、ある時期以前に使われていた言葉では、新しい「領知」の実体を表象しづらくなってきた、そこで新しい言葉が登場し、次第に人口に膾炙していったのではないかと、ということである。勿論これは一つの想定に過ぎないが、この想定は、一八世紀後半以降における「領政改革」「国益思想」の登場・展開という、藤田氏の所説と平仄が合っているように思われる。「公式用語として」の「藩」はなかった

という事実と、「藩」が死語であったということとは、同義ではない。むしろ、「藩」が、「公式用語」ではないにも拘わらず、社会の中で使われ始めるといふ事実に見逃してはならない重要性が潜んでいるのではないだろうか。「訓詁」の対象は、「公式用語」に限定されなければならないのである。

（2）「大名領知」と「経済圏」

藤田氏は、おおよそ一七世紀後期以降「大名領主権力は一定の土地・人民を事実上世襲的に支配する」ようになり、これによって「領知を一個の経済圏と把握して長期的視点に立った領国経営に乗り出すこととな」ったとされている。大筋においては、その通りであろう。しかし、徳川御料が全国のおよそ四分の一を占め、残りの四分の三が二百数十の「大名領知」に分割されていたことからすると、例外はあるにしても、一般的には「大名領知」はさほど大きなものではあり得ないはずである。実際、大名家総数の約六割が五〜一萬石、一〇〜五萬石が約三割である。³⁾

評者は、このような実体の中では、政治的領域としての「大名領知」と「経済圏」を同一視することには無理があると考えている。つまり、通常、一つの「経済圏」は複数の

「大名領知」から成り、小数ではあるが、大「大名領知」の場合には、そこに複数の「経済圏」が含まれている可能性があるということである。従って、一口に「領国経営」と言っても、その具体的なあり方にはかなりの差があり、実際には、「領国経営」はしたくてもできない「大名」が少なからず存在していたように思われる。このあたりの具体的な史実の検証が一つの課題であろう。

(3) 徳川御料と「国益思想」

藤田氏は、「徳川公儀は、貨幣政策と産業政策を組み合わせた政策実施の条件を与えられていなかった」(五二頁)と書かれているように、「国益思想」の展開を「大名領知」に限定されているように思われる。しかし、例えば落合功氏は徳川御料における「国益思想」の展開を実証されている。⁽⁴⁾「国益思想」の成立・展開を「大名領知」だけの問題としてしまわない方が事実在即しているのではないだろうか。また、「商品生産・手工業生産」に直接たずさわる農民や商工業者をも当然ながら視野に収める必要がある。言い換えれば、「領政改革」の立案・実行者は、必ずしも「大名・家臣団」のみに限定されない可能性があるということである。

(4) 「領国経済の自立化」

藤田氏は永年に亘って「国産物自給自足」「領国経済の自立化」を実証してこられた。評者が言うのは僭越に過ぎるが、極めて重要な学問的業績である。しかし、「国産物自給自足」を推し進め、「大公儀」直轄下の三都中央市場から「領国経済」が「自立化」するということは、全国経済から孤立化することではないことであろう。むしろ、各「経済圏」がネットワーク的に結び付き、相互依存性を高めていくのであり、そうであるからこそ、三都中央市場からの「自立化」が可能となるのではないだろうか。このようなことは藤田氏も先刻御承知のはずであるが、「大公儀」対「諸大名領主群」という「主要矛盾」(七九〇頁)の側に軸足があり、この結果、「領国経済の自立化」の盾の反面である各「経済圏」間の相互依存関係の深化がやや等閑に付されているような印象を禁じ得ない。これは、一九世紀前半における日本社会の統合性の如何に関わることからである。

(5) 一九世紀前半日本社会の統合性

藤田氏は、既に見たように、一九世紀中葉の内外情勢の中で、近代国家形成のために「天皇なる人物」の「カリス

マ」性が利用されたと述べておられる。そしてその上で、氏は、当時の「識者達が」「天皇」の「人格化」を思い付いたのは偶然ではなく、そこにはある種の必然性が存在していたと想定されている。すなわち、「民衆の側に、新興宗教たる記紀神話を教典とする神道の祭祀を司るものとして復権する、天皇を受け入れることのできる信仰の世界があったればこそ、天皇をカリスマとした近代日本臣民国家Ⅱ日本型国民国家が人類社会に誕生した」（二〇五頁）。恐らくその通りであり、そうでなければ、明治国家は「上から」創り出されたという話で終わってしまう。「上から」という側面は確かに存在するにしても、である。

しかし、良し悪しは別にして、ともかくも当時の非西洋世界において初めて「近代日本臣民国家Ⅱ日本型国民国家」が成立したという事実の歴史的根拠は、「天皇」の「カリスマ」性、それを受け入れる「民衆」の「信仰の世界」という思想史的領域外にも、当然存在すると想定されるであろう。

藤田氏の、この「近代日本臣民国家Ⅱ日本型国民国家」のために「天皇」の「カリスマ」性が利用されたという議論の前提には、一九世紀前半において「領国経済の自立化」

が進行し、日本社会の統合性が低下しつつあったという認識があるのではないだろうか。確かに、「大公儀」と「諸大名領主群」の政治的關係が弛緩しつつあったことは事実であろう。しかし、先述のように、政治的關係とは逆に、各「経済圏」間の相互依存關係はむしろ深化しつつあった、つまり、当時の日本経済のネットワーク化が進行し、統合性が高進していたというのが、評者の想定である。但し、一言お断りしておけば、この想定は単純な「下から」論に与するものではない。しかし、それにしても、この経済的統合性の高進という側面を入れ込まないと、明治国家の成立は説明しにくくなるのではないだろうか。如何に「臣民国家」とは言え、それが近代的国民国家であることは否定できないからである。

評者による本書の読解の中には、恐らく、多くの誤読が含まれているであろう。藤田氏の真意を十分に汲み取り切れていないかも知れない。この点はお詫びするしかない。しかし、それにしても、評者の妄言が、学界における本書への関心を多少なりとも喚起できれば、誠に幸いであり、光栄である。

- (1) 藤田貞一郎『国益思想の系譜と展開―徳川期から明治期への歩み―』（清文堂出版、一九九八年）三八五頁。
- (2) 佐藤昌介・植手通有・山口宗之校注『日本思想大系55 渡辺華山 高野長英 佐久間象山 横井小楠 橋本左内』（岩波書店、一九七一年）一九〇頁。
- (3) 外園豊基編集代表『最新日本史図表 改訂13版』（第一学習社、二〇一〇年）一四九頁。
- (4) Ochiai Kō (2010). "The Shift to Domestic Sugar and the Ideology of 'The National Interest'". *Betina Gramlich-Oka and Gregory Smits (eds.): Economic Thought in Early Modern Japan*. Leiden / Boston: Brill, pp. 89-110. なお、翻訳書は、川口浩・ベティーナ・グラムリヒ・オカ編『日米欧から見た近世日本の経済思想』（岩田書院、近刊）。

藤田貞一郎著『「領政改革」概念の提唱―訓詁学再考―』（清文堂出版、二〇一一年六月刊、A5判、二二二頁、本体価格三、三〇〇円）

（かわぐち ひろし・早稲田大学政治経済学術院教授）